

【変更届出必要書類一覧】(介護予防・日常生活支援総合事業)

変更事項	変更の届出が必要となる場合	変更届出様式 (共通)	添付資料	サービスの種類	
				訪問介護 相当サービス	通所介護 相当サービス
1 事業所・施設の名称	・事業所(施設)の名前を変更した場合	変更届出書 (別記様式第3号) (第5条関係)	①付表 ②運営規程	○	○
2 事業所の所在地	・事業所の住所が変更になった場合 ・事業所を移転した場合		①付表 ②運営規程	○	○
3 申請者の名称	・法人の名前を変更した場合		①登記事項証明書 ②運営規程	○	○
4 主たる事務所の所在地	・法人の住所を変更した場合 ・法人の事務所を移転した場合		①登記事項証明書 ②運営規程	○	○
5 代表者の氏名、住所及び職名	・法人の代表者を変更した場合 ・法人の代表者の氏名、住所が変更になった場合		①登記事項証明書 ②誓約書	○	○
6 登録事項証明書又は条例等(当該事業に関するものに限る。)	・定款等の記載内容(当該事業に関するもの)を変更した場合		登記事項証明書・条例等	○	○
7 事業所・施設の建物の構造、専用区画等	・事業所の平面図や構造等を変更した場合 ・事業所を増築した場合 ・事業所が移転した場合など		①変更後の事業所(施設)の平面図(各室の用途を明記) ②設備・備品に係る一覧表	○	○
8 事業所の管理者の氏名及び住所	・事業所の管理者を変更した場合 ・事業所の管理者の氏名又は住所が変更になった場合(①のみ提出)		①付表 ②勤務体制及び勤務形態一覧 ③誓約書	○	○
9 サービス提供責任者の氏名、住所及び経歴	・事業所のサービス提供責任者が変更又は増減した場合 ・事業所のサービス提供責任者の氏名又は住所(①のみ提出)		①付表 ②資格証の写し(新たに追加した者のみ) ③勤務体制及び勤務形態一覧 ④変更後のサービス提供責任者の経歴書※	○	
10 運営規程	・事業所の運営規程の内容を変更した場合		①変更後の運営規程(変更箇所を下線や色付け、新旧対照表等により明記のこと) ②勤務体制及び勤務形態一覧(利用者の定員数に増減があった場合)	○	○

※サービス提供責任者の経歴書は、介護福祉士の資格証を添付することにより省略可能です。

(提出先・問い合わせ先)

北見市保健福祉部介護福祉課指導係(電話:0157-25-1144)までお願いします。